

商工会の パソコンを活用しよう！

平成 16年 1 0月 1 日より実施

平成 16年度 I T 推進委員会事業として商工会のパソコンを全会員を対象に一定のル - ルに従い無償でご活用いただけるよう利用環境の整備をいたしました。パソコン本体及び周辺機器の利用だけでなく、その場で、必要に応じて職員によるパソコン操作指導やソフトの活用指導等も実施いたします。また、今後、要望により各種ソフトを備えて行く予定です。

会員の皆様、商工会のパソコンをぜひフル活用してください！！

パソコン利用規定

【事業の目的】

商工会のパソコンを商工会員を対象に一定のル - ルの中で自由に利用できる環境を造り、必要に応じて職員による操作等の指導をする。また、経営分析や資金繰り、ホ - ムペ - ジ作成、インタ - ネットの利用の仕方等、会員事業所の経営実務や I T 化への支援体制の質的向上を目的とする。

【対象者】

野田市関宿商工会委員及び会員事業所の従業員等

【利用時間】

土・日・祝祭日（商工会休館日）を除く

午前 9 時～午後 5 時まで（月曜日～金曜日）

利用時間に制限をしないものとする。（一人何時間でも可）

利用人数は 3 台のパソコンで利用可能な人数とする。

必要に応じて指導が必要な場合は窓口相談の一環とする。

【利用場所】

野田市関宿商工会館相談室（いちいのホ - ル 5F）

【利用ル - ル】

1. 会員は事前に商工会へ利用の申し込みをする。また、当日の予定が台数を超える場合は相談の上、利用予定を調整する。
（利用届けを F A X、電話連絡等の簡易なもの）
2. 利用者は商工会の「パソコン利用者名簿」に事業所名等を記入する。
3. 利用者の故意によるパソコンの破損、システムの破損等があった場合には補修料を負担していただく場合があります。
4. 会員が外部より F D を持ち込み使用する場合は商工会にて（安全のため）ウイルス等のチェックをし、正常な F D を使用してもらう。
5. 利用料金は特に定め無く、無料とする。（用紙は各自持ち込みとする）

商工会のパソコンスペック及びソフト

OS	Windows95		
ソフト	M S office97	一太郎Ver8	イラストレーター、他
周辺機器	スキャナー2台	プリンター	デジタルカメラ

【その他フリーソフト】（配布可）

1. 経営に役立つ各種テンプレ - ト等（中小企業庁提供の経営分析ソフト、他）

2. 文章作成・C A D・インタ - ネット & 通信・圧縮 解凍ソフト等、その他

ホ - ムペ - ジ作成等の相談も受け付けています。（お問合せは商工会へお気軽に）